

令和９年度当初予算編成方針

1 令和９年度当初予算編成方針

令和９年度は、行財政改革取組方針に基づく集中改革プランの最終年度となり、その当初予算編成はまさに３年間の総仕上げとなる。

令和７年度決算における経常収支比率は、速報値で９５．８％となり、過去最悪であった前年度の１０１．２％から５．４ポイント改善した。

また、財政調整基金の令和７年度期末残高についても７億５百万円となり、これまでの取組の成果が少しずつ表れてきている。

しかし、令和８年度当初予算編成において、歳入不足に対応するため、財政調整基金から２億７千百万円を繰入れていることから、今年度期末残高は４億３千５百万円にまで減少する見込みであり、本市の財政状況はいまだ厳しい状況にある。

このため、これまでの事業を継続しながら、新たな市民ニーズに応えることができるほどの余力はない。

市民が安心して暮らし、誇りを持てる「元気な須賀川市」を実現するためには、一時の指標に一喜一憂することなく、継続して行財政改革に取り組む必要がある。

引き続き、市民生活に大きく直結するサービス以外の大膽な廃止・休止の決断を行うとともに、あらゆる税外収入の確保・拡大に取り組み、職員一丸となって行財政の再生に向けた成果を示すことが期待されている。

なお、本市の経営陣たる各部長は、時代の潮流と本市の財政状況を見誤ることなく、本方針の趣旨を所属職員と十分に共有したうえで、予算要求を行うこと。

2 共通事項

(１) 行財政改革取組方針に基づく集中改革プランの目標達成に向けた予算編成

令和９年度は行財政改革取組方針に基づく集中改革プランの最終年度であることを念頭に置き、計画目標である「経常収支比率９５％以下」、「財政調整基金残高９億円の確保」の達成に向けて、選択と集中により事業を見直しながら、経

常経費の削減に努めるとともに、市民生活に直結する重要課題に対し、限りある行財政資源を投じて市民サービスの向上に努められるよう、創意工夫を図り、予算編成にあたること。

なお、具体的には次の点について留意すること。

ア 公共施設マネジメントの推進

今年度策定を予定している、「第2次公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、施設の再編を図るための予算計上とすること。

また、存続させる施設については、可能な限り維持管理経費の削減に努め、経常経費の削減を図ること。

イ 事務事業の見直し

市民生活へ大きく直結する事務事業以外については、廃止・休止とすること。

また、残すべき必要な事業についても漫然と前例踏襲することなく、コスト削減を図ること。

ウ 健全な財政運営の推進

使用料及び手数料については、集中改革プランに基づき、適正な受益者負担となるよう使用料及び手数料の適正化を図ること。

また、公共施設の使用料の減免については、適正な運用を図るように徹底し、減免にならない場合は歳入予算に計上すること。

補助金については、真に必要な事業に対して、必要な金額のみ交付するものとし、運営費補助金や事業費補助金については、交付団体等における繰越金などを精査すること。

エ 税外収入の確保・拡大

- ・未利用の土地、建物及びその他の公有財産の積極的な売却を行うこと。
- ・あらゆる公有財産についてネーミングライツを導入すること。
- ・広告事業や公有財産の民間貸し付けに取り組むこと。
- ・ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による民間資金を獲得すること。
- ・クラウドファンディング等による民間資金を活用し市の魅力を発信すること。

(2) 一件査定対象事業

一般財源が1千万円以上の事業、起債対象事業、人件費及び公債費等については、枠外経費として財務部長が一件査定を行う。

なお、一般財源の要求上限額は、原則令和8年度当初予算額とする。

(3) 部門別枠配分予算による編成

前年度同様、一般財源が1千万円未満の事業は部門別枠配分予算により編成する。また、枠配分額については、令和8年度当初予算額を基準に各事業の特殊要因等を鑑み各部ごとに算定する。よって、各部長においては、配分額の範囲内で最大の効果が得られるよう、予算の調整を行うこと。

なお、各部の配分額については、別途通知する。

(4) 市長推進事業枠の創設

「行政のDX化」及び「市民との対話」を推進するため、市長推進事業枠を創設し、枠予算とは別に予算を配分する。

ア デジタル活用推進事業債を活用した行政のDX化

行政運営の効率化・住民の利便性向上を図るため、デジタル技術を活用して、業務やサービスを根本的に変革するための事業。

イ 住民参加による予算編成

地域が抱えている課題解決に向け「市民との対話」を推進する事業。(各行政センターへ一律配分)

(5) 第9次総合計画及び過疎地域持続的発展計画の推進

令和9年度が第9次総合計画の最終年度であることを踏まえ「住み続けたいまち」の実現に向けて、前例踏襲によることなく、市民生活に直結した分野に予算を重点配分すること。

また、過疎地域持続的発展計画（後期計画）の計画期間であることを踏まえ、過疎地域の指定を受けた2つの地域に係る予算においては、前期計画との継続性を十分考慮し、それぞれの地域資源を最大限に活用し、地域活力の向上を図り、持続可能な地域づくりを推進するとともに、当該地域が抱える課題解決のために、

重点的かつ効果的な予算編成を行うこと。

3 予算要求基準

(1) 歳入に関する事項

歳入予算は、総計予算主義に基づき、当該年度に見込まれる全ての収入について計上するものとするが、各科目とも過大見積りを避け、適正な財源を計上すること。なお、部門別枠配分予算に伴い、特定財源を過大に見積もるなどして枠内経費の不足額を補うような一般財源の振替は、一切認めない。

ア 市税については、全ての税目で現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な把握に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、確実な収納を行い、滞納繰越額や不納欠損額の縮減を図るなど、収入の一層の確保に努めること。

イ 使用料及び手数料については、安易に前年度と同額を計上せず、改定に伴う影響やこれまでの実績、社会経済活動の状況を勘案しながら計上すること。

ウ 国県支出金については、国や県の動向等を注視し、補助金採択要件がある場合は、必要な手続きを確実に実施して特定財源の確保に努めること。

なお、当初予算において特定財源を見込んで予算化した事務事業の特定財源が不採択となった場合、一般財源での振替は認めない。

エ 地方債については、将来的な金利上昇及び後年度負担に伴う公債費の増大を考慮し、事業を厳選すること。なお、起債にあたっては、事前に適債性の確認を受けた場合のみ計上可能であるので注意すること。

(2) 歳出に関する事項

前年度同様、一件査定と部門別枠配分のハイブリッド方式となるため、各部長が中心となり、要求上限額及び配分された一般財源の範囲内で効果的な予算を編成すること。

なお、年度間を通じて予測される全ての歳出をもれなく計上するものとし、適切な見込額を把握したうえで意図的に所要額を低く計上した場合によって生じ

た不足額については、補正予算での対応は行わない。

ア 燃料費や光熱水費については、前年度実績などを踏まえ使用量等について精査のうえ、不足額が生じることの無いよう適切な見込額を計上すること。また、可能な限り数量調整による低減化を図ること。

イ 扶助費については、扶助及び措置の実態を把握し、国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、過去の推移等を十分に精査し、対象者及び単価等の的確な把握を行い計上すること。

また、市単独扶助費については、原則として縮小・廃止とすること。

ウ 公共施設等個別施設計画において、統廃合の対象となる施設に対しては、大規模改修等の新規投資は行わないこと。

エ 行財政改革取組方針に基づく集中改革期間であることを踏まえ、補助事業であっても市の継ぎ足し単独分があれば、例外なく休止、廃止、縮小など幅広く見直しを実施すること。

オ 補助金等については、真に必要な事業を厳選したうえで、必要な金額のみとし、前例踏襲による補助金交付は認めない。

カ 会計年度任用職員に係る人件費は、職場現況ヒアリングに基づき、人事課が予算要求するものとする。ただし、国庫補助金等の特定財源がある場合は、原課が要求するものとする。

(3)特別会計・公営企業会計

一般会計における一件査定と部門別枠配分のハイブリッド方式の導入を考慮し、特別会計及び公営企業会計においても、一般会計に準じて事業の取捨選択を厳しく行うこと。また、一般会計からの繰入金は最小限とする。

水道事業及び下水道事業会計については、未処分利益剰余金の水準を踏まえながら、一般会計と同一の基調とし、枠内予算から捻出する一般会計出資金及び補助金の範囲内で予算編成を行うとともに、基準内繰入を原則とする。

(予算編成にあたっての留意事項)

1 本市の財政状況と今後の見通し

(1) 令和7年度決算状況について

令和7年度一般会計決算における実質収支は19億3百万円で、前年度と比較し5億5千4百万円増加している。主な要因は、歳入において市税が増収となったことによるものである。

歳入については、市税、普通交付税及び地方消費税交付金などが増加したこと、歳出については、人件費の抑制や物件費の削減など物価が高騰する中であっても経常経費を削減できたことが影響し、令和7年度決算における経常収支比率の速報値は、前年度から5.4ポイント改善し、95.8%となった。

しかし、一時的に歳入が増加したことで指標が大幅に改善したものであり、財政構造が硬直化している状況に変わりはない。

(2) 今後の財政見通しについて

本市の財政は、経常経費の削減が急務であるが、高齢化の進行などによる社会保障費の増大、地方公務員の給与改定に伴う人件費の上昇、金利上昇に伴う公債費の増加、さらには急激な物価高騰など、様々な要因により経常経費が増加していくことが見込まれており、現在約50%を占める義務的経費が、さらに大きな割合を占めていくものと見込まれる。

そのほか、自治体情報システム標準化に係る費用や須賀川地方広域消防組合、公立岩瀬病院企業団に対する負担金の増加、公共施設の老朽化により改修に要する財源確保が必要となるなど、課題が山積している。

基金については、多額の歳入一般財源不足が見込まれている中、財政調整基金の令和7年度期末残高が7億5百万円と、標準財政規模に対する基金残高の割合は依然として低い水準であり、繰入余力がない中でも、令和8年度当初予算編成において繰入れせざるを得ない状況となっている。

2 国の財政動向

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」における、地方自治体の財政運営に影響を与える主な事項は、次のとおりである。

- これまでの地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進する。国が一步前に出て、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講じる。地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を作るため、各地に産業クラスターを戦略的に形成する。あわせて、若者や女性に選ばれる地方を実現することにより強い地域経済を下支えしていく。
- 持続可能な国土形成に向け、二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る。また、地域の成長を阻む移動制約の打破に向け、地域輸送資源の最大活用等による「交通空白」解消の取組の深化・加速化や、地域交通DX、規制改革等を通じて、自動運転社会の早期実現と移動の足不足の解消に取り組む。
- 防災・減災、国土強靱化については、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえハード・ソフト両面の対策を強化する。
- 地方公共団体が、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するため、地方公共団体間の連携や広域リージョン連携の強化、自治体AX／DX、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化、標準準拠システムへの移行・運用最適化及び地方からの提案を踏まえつつ、行政サービスの生産性を高めるための改革を進める。

なお、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、今後も国の動向について注視する必要がある。